

府 齒 発 第 7 号
令和4年6月1日

会員殿

公益社団法人東京都府中市歯科医師会
会 長 金 森 泰

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の会務運営に際し、格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度本会と契約している三協社労士行政事務所により、府中市歯科医師会
会員向け 『労働保険年度更新・社会保険算定基礎届のご案内』に関する無料相
談会を開催いたします。詳しくは別紙参照。歯科医師会事務局までお申し込み下
さい。

府中市歯科医師会 会員様向けに 労働保険の年度更新・社会保険の算定基礎届 に関する無料相談会を開催します！

こんなことでお困りではないですか？

- 通常の業務がある中で、年度更新や算定基礎届の手続きは煩雑で面倒くさい
- 事務手続きを理解して対応できるスタッフがおらず、院長や税理士の先生に対応している … など

労働保険の年度更新とは？

- 労働保険(労災保険と雇用保険)の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として、すべての労働者(雇用保険については、被保険者)に支払われる賃金の総額に保険料率を乗じて算定します。年度毎に概算保険料と確定保険料の申告と納付を行う手続きのことを「年度更新」の手続きと呼びます。この年度更新の手続きは、**毎年6月1日から7月10日までの間に行わなければなりません。今年10月1日から雇用保険料の料率が変わるので計算にあたっては特に注意が必要です。**

社会保険料の算定基礎届とは？

- 健康保険および厚生年金保険の被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、事業主は使用している全被保険者の4月～6月の報酬月額を算定基礎届により届出し、毎年1回標準報酬月額を決定し直します。これを定時決定といいます。届出内容は被保険者の方の将来の年金に関わる重要な内容ですので、正確に手続きを行う必要があります。

**6月末まで、人事・労務の専門家である社会保険労務士に無料で相談できます！
府中市歯科医師会事務局経由でお問い合わせください！**

三協社労士行政書士事務所 〒183-0056 東京都府中市寿町3丁目3-2 1F
MAIL:info@sankyo-sr.com
TEL:042-364-8781 FAX:042-364-8782